

中小企業信用保険法第2条第5項第1号（連鎖倒産防止）の認定について

1 概要

セーフティネット保証制度1号は、民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者（経済産業大臣が指定）に対し売掛金債権等を有していることにより経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で100%保証を行う制度です。

詳しくは、 中小企業庁のホームページ（外部サイト）をご確認ください。

2 認定要件

- イ）50 万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有すること。
- ロ）50 万円未満の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、当該指定事業者との取引依存度が 20%以上であること。
 ※取引依存度を確認する期間は、原則、倒産事由発生前直近（直近とは原則として前月）6 カ月以上の期間とする。

3 認定に必要な書類

提出書類	備考
①認定申請書（市指定の様式）	
②「三田市内で継続して事業を行っているか」の確認書類	次の書類のいずれかのコピーをご用意ください。 ＜法人の場合＞（下記のいずれか） A、謄本（履歴事項全部証明書）又は抄本（現在事項全部証明書） B、A 以外の場合は、以下のような資料等のうち 2 種以上 ○事業活動上不可欠な支出に係る証明関係 ・賃貸契約書 ・公共料金（水道光熱費）支払い領収書など ○出店証明や営業許認可証 ・飲食店営業許可 ・オンラインショッピングや食ベログ等、公開情報で事業活動をおこなっていることが確認できるURL ○その他 ・認定申請にあたり実印が必要不可欠として扱っている場合で印鑑証明の取得を必要とする場合、印鑑証明に記載の住所が分かる書類 C、直近の確定申告書別表一の控え（收受日付印が押印されたもの、または e-Tax による申告の場合は受信通知を添付） ＜個人事業者の場合＞（下記のいずれか） A、前年の確定申告書第一表の控え（收受日付印が押印されたもの、または e-Tax による申告の場合は受信通知を添付） B、開業届、許認可証など C、上記書類で三田市内での事業実態が分からない場合は、賃貸契約書、公共料金（水道光熱費）支払い領収書など
③認定要件 イの場合の書類 （指定事業者に対する売掛金等が分かる書類）	・受取手形（表裏）の写し（原本が金融機関保有の場合は、金融機関が発行する保有証明書等）、 ・売掛金台帳 ・得意先元帳 ・納品書 ・売上台帳 ・請求書 ・入金状況が確認できる資料等の写し等

④認定要件 ロの場合の書類 (指定事業者との取引額等を確認できる書類等)	・裁判所・弁護士等からの決定通知書 ・取引額の確認できる売上台帳等 ・債権登録等 ・他の業者も含めて全取引額がわかる資料（原則として決算書類） なお、この資料により取引額が確認できない場合は、月別残高試算表若しくは得意先別売上台帳簿の写しなど (注) 資料が整わない場合は直近の決算の期間でも結構です。また、取引期間が6カ月に満たない場合は1カ月以上の期間としても結構です
⑤申請者の本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード等
⑥委任状	代理申請の場合のみ、様式は任意 ※代理人の本人確認書類（社員証、免許証等）の提示が必要です。

※この他に必要な書類がある場合は、追加で提出していただくことがあります。

必要書類の提出後、審査のうえ、最短で2開庁日後に認定書を発行します。

【問い合わせ先】

三田市 産業政策課

電話 079-559-5085 FAX 079-559-5024

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>